

■許可までの流れ

① 申請書の作成

記載例を参考に申請書を作成してください。



② 申請書の提出

申請書は支局に直接提出、又は郵送で提出してください。その際、担当者のお名前、連絡先もお伝えください。また、郵送の場合には、切手を貼った返信用封筒の同封をお願いします。



③ 支局での審査

審査に時間がかかる場合もありますので、余裕をもって提出してください。



④ 許可

許可証を受け取り、許可証（写しでも可）を携行し、求めに応じいつでも提示できるようにしてください。

※本申請は、貨物自動車運送事業者からの代理申請のみとしています。そのため、貨物自動車運送事業者が申請代理人となり、申請についてとりまとめの上、提出してください。

■実績報告書について

許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して3箇月以内に、別紙様式4により許可をした運輸支局へ実績報告書の提出をする必要があります。なお、当該許可の利用期間が満了した日の翌日から起算して3箇月を超えて報告書の提出がなされない場合は、報告書が提出されるまでの間については、当該営業所に係る許可を行わない、又はすでに受けている許可の効力を停止するものとします。また、許可期間が過ぎた許可証は、支局への返却をお願いします。

■電子車検証をお持ちの方へ

電子車検証となっている車両を申請される場合には、自動車検査証記録事項(写)の提出をお願いします。

■**チェックリスト**※提出前の確認に使用してください。

【有償運送許可申請書】

記入漏れはないか

運送需要者の欄には営業所名まで記入したか

【有償運送許可申請者名簿】

申請者全員分の記入をしたか

申請者の氏名又は名称に誤りはないか

自動車登録番号又は車両番号に誤りはないか

【車検証(写)又は自動車検査証記録事項(写)】

車検証は有効期間内のものか

【車両使用承諾書】(該当の場合のみ)

申請者と車検証上の使用者が異なる場合、レンタカーを借りる場合には、使用承諾書の提出が必要です。決まった様式はありませんので、記載例を参考に作成してください。

使用承諾書の添付はあるか

自動車登録番号又は車両番号に誤りはないか

【問い合わせ先】

●徳島運輸支局 貨物担当 TEL088-641-4811
〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-1

●香川運輸支局 貨物担当 TEL087-882-1357
〒761-8023 高松市鬼無町字佐藤20-1

●愛媛運輸支局 貨物担当 TEL089-956-1563
〒791-1113 松山市森松町1070

●高知運輸支局 貨物担当 TEL088-866-7311
〒781-5103 高知市大津乙1879-1